

矢祭町個人住宅改良支援事業対象工事等一覧

工事を行う場所等	対象となる工事の例 (住宅の機能や居住環境の維持・向上を目的とした工事) (現在あるものの改修、修繕)	対象とならない工事の例 (住宅の機能や居住環境の維持・向上を目的としない工事) (簡易な工事や工事が伴わない物品の購入)
屋 内	<ul style="list-style-type: none"> ・床の改修、修繕（畳や床板の張替え、表替え等） ・内壁の改修、修繕（壁紙の貼り替え、塗り替え等） ・天井の改修、修繕（張替え、塗り替え等） ・建具の改修、修繕（建具の取替え、ガラス、雨戸、網戸設置、ふすま、障子の張替え等） ・間取りの変更（子ども部屋の間仕切り変更等） ・断熱工事（外断熱も含む）、防音工事（床、壁の防音等） ・建物と一体となる家具の設置（壁面収納等） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と一体にならない家具等の購入（タンス、仏壇、下駄箱、カーテン、ブラインド、絨毯、カーペット等） <p style="text-align: right;">など</p>
屋 外	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の改修、修繕（葺き替え、塗り替え等） ・外壁の改修、修繕（塗り替え、サイディングの取付等） ・雨どいの改修、修繕 ・バルコニー、縁側の改修工事 ・各部位の塗装工事 ・庇、下屋等の設置工事 ・建築等工事を伴う物置、車庫、自転車置場の改修、修繕 ・塀、門扉の改修、修繕 ・雨漏りの修繕 ・排水溝等の改修、修繕 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・造園工事（植栽、築堤、庭石の設置等） ・簡易物置（プレハブ等）や簡易車庫の設置 ・住宅の新築に伴う物置、車庫、塀、門扉等の設置 <p style="text-align: right;">など</p>
設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・設備配管、機器の改修、修繕（浴室、洗面、トイレ、台所等の設備の設置、取替え） ・冷暖房設備等の設置 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気製品等の購入（テレビ、パソコン、電球交換、ガスコンロ等） ・テレビ等アンテナの設置、修繕 など
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅を利用して行う居室等の増築 ・併用住宅で店舗等を居室等に模様替えする工事 ・耐震改修工事 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築 ・各法令に違反する工事 <p style="text-align: right;">など</p>

*この表にあるものは「例」ですので、ここに記載されていない工事等に関しては事業課までご相談ください。